

社会福祉法人町屋福祉会定款

第1章 総則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること、利用児が心身ともに健やかに育成されることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ハ) 老人デイサービス事業の経営

(ニ) 老人短期入所事業の経営

(ホ) 老人介護支援センターの経営

(ヘ) 老人居宅介護等事業の経営

(ト) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(チ) 障害福祉サービス事業の経営

(リ) 一時預かり事業の経営

(ヌ) 放課後児童健全育成事業の経営

(ル) 認知症高齢者グループホームの経営

(ヲ) 看護小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ワ) 利用者支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人町屋福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の主たる事務所を福井県福井市松本1丁目36番15号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を福井県福井市円山1丁目601番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員1名以上を含む合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の2名以上が出席し、その2名以上をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員報酬等に関する規程に従った額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会に議長を置く。議長は、その都度、評議員の互選で定める。

(召集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項(特別議決事項)

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある

者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員報酬等に関する規程に従った額を、報酬として支給することができる。

(職 員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会

において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長の選定及び解職

2 理事長は、次に掲げる理事会が定める日常の業務を専決することができる。

(1)施設長等の任免その他重要な人事を除く職員の任免

(2)職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

(3)債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(4)設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(5)建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

①日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

②施設設備の保守管理、物品の修理等

③緊急を要する物品の購入等

(6)基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(7)損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(8)予算上の予備費の支出

(9)入所者・利用者の日常の処遇に関すること

(10)入所者の預り金の日常の管理に関すること

(11)寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)基本財産特定預金 1,000,000円

(2)福井県福井市松本1丁目2801番地、2802番地2、2803番地 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 認定こども園花園・花園デイサービスセンター 1棟

(床面積 1階632.73㎡、2階746.15㎡、3階204.85㎡、4階118.48㎡)

(3)福井県越前市東檜尾町第8号38番 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
特別養護老人ホームメゾンいまだて 1棟

(床面積 1階1714.61㎡、2階1430.81㎡)

附属建物

1. 車庫 木造アルミニウム板葺平家建(床面積 69.12㎡)

2. 物置 コンクリートブロック造アルミニウム板葺平家建(床面積7.74㎡)

3. 老人ホーム 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

(床面積 1階625.88㎡ 2階376.79㎡)

(4)特別養護老人ホームメゾンいまだての敷地である下記土地

1. 越前市東檜尾町8字毘沙門39番1 4808㎡

2. 越前市東檜尾町8字毘沙門38番1 561㎡

(5)福井県越前市栗田部町46字五反田2番地1、3番地1、4番地1、5番地1所在の鉄骨造

陸屋根・合板メッキ鋼板ぶき2階建 認定こども園あわたべ・地域子育て支援センターいまだて・栗田部学童ルーム 1棟

(床面積 1階1600.00㎡、2階264.95㎡)

(6) 福井県越前市栗田部町42字御殿藪6番地1、3番地2、5番地4 所在の木造合板メッキ鋼板ぶき平家建 おいで家 1棟(床面積 379.09㎡)

(7) 特別養護老人ホームなの花の敷地である下記土地

1. 福井県福井市加茂河原3丁目101番 53.00㎡
2. 福井県福井市加茂河原3丁目102番 515.00㎡
3. 福井県福井市加茂河原3丁目103番 9.91㎡
4. 福井県福井市加茂河原3丁目105番 646.00㎡

(8) 福井県越前市栗田部町42字御殿藪6番地1、3番地2、5番地4 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 いこいの家(床面積 121.55㎡)

(9) 福井県福井市加茂河原3丁目105番地、102番地 所在の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき6階建 特別養護老人ホームなの花 1棟

(床面積 1階378.70㎡、2階441.54㎡、3階439.01㎡、4階439.01㎡、5階443.92㎡、6階 97.90㎡)

(10) 福井県福井市北四ツ居1丁目3001番地、3002番地、3003番地、3004番地 所在の鉄骨造陸屋根2階建 認定こども園木の実 1棟

(床面積 1階 932.28㎡、2階 469.51㎡)

(11) 看護小規模多機能ホームはなぞの敷地である下記土地

1. 福井県福井市松本1丁目3006番地 71.86㎡
2. 福井県福井市松本1丁目3007番地1 1,467.53㎡

(12) 福井県福井市西開発3丁目306番地 所在の鉄骨造陸屋根6階建 通所介護事業所デイサービスセンターすずらん 1棟1階の一部

(床面積 1棟1階の一部 423.06㎡)

(13) デイサービスセンターすずらんの敷地である下記土地

1. 福井県福井市西開発3丁目306番地 1361.65㎡

(14) 地域密着型サービス施設こうのの敷地である下記土地

1. 福井県南条郡南越前町河野29字丸山5番地62 6728.01㎡

(15) 福井県南条郡南越前町河野29字丸山5番地62 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 地域密着型サービス施設こうの 1棟

(床面積 2898.58㎡)

附属建物

1. 物置 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建(床面積 6.00㎡)

2. 物置 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建(床面積 6.00㎡)

(16) 福井県越前市栗田部町42-6-1 所在の木造合板メッキ鋼板ぶき平家建 ゆうゆうの家 1棟(床面積 292.16㎡)

(17) サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能ホームまちやの敷地である下記土地

1. 南条郡南越前町今庄 88 谷川口1番9, 107大鶴目口1番1、1番3, 1番4, 1番6, 1番7
9番11, 35番, 36番 1591.39㎡

(18) 福井県南条郡南越前町今庄107字大鶴目口1番3, 1番4, 1番6 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 小規模多機能ホームまちや 1棟(床面積 264.00㎡)

(19) 看護小規模多機能ホームクローバーの敷地である下記土地

1. 福井県越前市杉尾町1字豊広24番1 3087.56㎡

2. 福井県越前市定友町17字下姥ケ谷5番24 265㎡

3. 福井県越前市定友町17字下姥ケ谷1番3 7.68㎡

4. 福井県越前市定友町17字下姥ケ谷1番4 85㎡

(20) 福井県越前市杉尾町1字豊広24番地1、定友町17字下姥ケ谷1番地4、5番地24

所在の木造合板メッキ鋼板ぶき2階建 看護小規模多機能ホームクローバー 1棟

(床面積 1階392.16㎡、2階37.05㎡)

(21) 福井県福井市松本1丁目3006番、3007番1所在の木造合板メッキ鋼板ぶき平屋建
看護小規模多機能ホームはなぞの 1棟

(床面積 1階249.10㎡)

3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げる為、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事現在数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、福井県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各

号に掲げる場合には、福井県知事の承認は必要としない。

1. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
2. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉機構の福祉貸付が行う施設整備の為に資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事現在数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備

え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事現在数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること、利用児が心身ともに健やかに育成されることを目的として、次の事業を行う。

(1) メゾンいまだて指定居宅介護支援センターの事業

(2) 花園指定居宅介護支援センターの事業

(3) 福井県立病院夜間保育施設「星の子」の事業

(4) なの花卉当の事業

(5) サービス付き高齢者向け住宅すずらの事業

(6) 特定施設入居者生活介護すずらの事業

(7) 企業主導型保育事業 まちや保育園の事業

(8) 地域包括支援センターいまだての事業

(9) 花園訪問看護ステーションの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事現在数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸事業

(2) 登録支援機関「町屋福祉会」の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を受けなければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第43条 この法人が所有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福井県知事の許可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人町屋福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1. この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	石田 環
理 事	石田 次男
	寺前 晃智
	栗田 英七
	西野 秋郎
	出見 法泉
	安野 茂一
監 事	伊藤 虎次
	寺本 テル子

1. この定款は、昭和48年4月1日より施行する。

1. この定款は、平成6年2月1日より施行する。

1. この定款は、平成9年6月1日より施行する。

1. この定款は、平成11年10月1日より施行する。

1. この定款は、平成11年11月1日より施行する。

1. この定款は、平成12年4月1日より施行する。

1. この定款は、平成13年3月5日より施行する。

1. この定款は、平成14年4月17日より施行する。

1. この定款は、平成16年4月1日より施行する。
1. この定款は、平成16年8月18日より施行する。
1. この定款は、平成17年5月16日より施行する。
1. この定款は、平成19年7月1日より施行する。
1. この定款は、平成19年11月5日より施行する。
1. この定款は、平成20年9月1日より施行する。
1. この定款は、平成22年3月1日より施行する。
1. この定款は、平成24年6月1日より施行する。
1. この定款は、平成25年3月1日より施行する。
1. この定款は、平成26年2月3日より施行する。
1. この定款は、平成26年5月12日より施行する。
1. この定款は、平成27年4月1日より施行する。
1. この定款は、平成27年6月1日より施行する。
1. この定款は、平成27年8月1日より施行する。
1. この定款は、平成28年4月1日より施行する。
1. この定款は、平成28年6月1日より施行する。
1. この定款は、平成29年4月1日より施行する。
1. この定款は、平成29年9月1日より施行する。
1. この定款は、平成31年4月1日より施行する。
1. この定款は、令和2年4月1日より施行する。
1. この定款は、令和3年4月1日より施行する。
1. この定款は、令和4年4月1日より施行する。
1. この定款は、令和5年6月1日より施行する。
1. この定款は、令和5年7月1日より施行する。
1. この定款は、令和5年10月1日より施行する。
1. この定款は、令和6年7月1日より施行する。
1. この定款は、令和7年7月1日より施行する。